

人と街の想いを受け継ぎ、
未来へつなぐ



2026年3月9日

おしらせ 自動車保険の知識 運転者限定特約と年齢条件特約ってなに？

○運転者限定特約と年齢条件特約

自動車保険の運転者年齢条件は、契約車両を運転する可能性のある最も若い同居の家族の年齢に合わせて設定し、年齢条件の対象となるのは主に記名被保険者、その配偶者、同居の親族、および業務中の使用人です。この条件を高く設定するほど保険料は安くなります。

○運転者年齢条件の概要

運転者年齢条件とは、自動車保険において、補償の対象となる運転者の年齢を限定することで保険料を割引く制度です。一般的に「21歳以上」「26歳以上」「35歳以上」などの区分があり、年齢が高いほど事故率が低いとみなされ、保険料が安くなります。

○年齢条件が適用される運転者の範囲

年齢条件が適用されるのは、以下の運転者です。

○運転者の範囲

記名被保険者

記名被保険者の配偶者

記名被保険者またはその配偶者の同居ご親族

上記のいずれかの方の業務（家事を除く）に従事中的使用人

○年齢条件が適用されない運転者

別居の親族（未婚の子を含む）

友人・知人

※記名被保険者が法人の場合は、運転されるすべての方に運転者年齢条件が適用されます。

○年齢条件設定のポイント

最も若い運転者に合わせる: 契約車両を運転する可能性のある同居の家族の中で、最も若い人の年齢に合わせて条件を設定します。

定期的な見直し: 家族の成長やライフスタイルの変化（例：子が独立して別居する、誕生日を迎えるなど）に合わせて、毎年または保険期間の途中でも年齢条件を見直すことが重要です。

変更手続き: 年齢条件の変更は、契約更新時だけでなく、保険期間の途中でも可能です。変更内容によっては、保険料の返還や追加保険料が発生することがあります。

○運転者限定特約との組み合わせ

運転者年齢条件と合わせて「運転者限定特約」を設定することで、さらに保険料を抑えることができます。運転者限定特約には、「本人限定」や「配偶者限定」などがあり、限定された人以外が運転中の事故は補償の対象外となります。